令和９年度

新潟市教育委員会　会計年度任用職員

（特別支援教育支援員・ソーシャル・スキル・コーチ【ＳＳＣ】・学校看護師）

採用候補者登録制度案内

令 和 ８ 年 １ １ 月 ４ 日
新潟市教育委員会特別支援教育課
〒951-8554　新潟市中央区古町通７番町 1010 古町ルフル４階
電話（025）226-3267

令和９年４月以降、学校園等で勤務する特別支援教育支援員・ＳＳＣ・学校看護師業務を行う会計年度任用職員（パートタイム）を募集します。
【採用候補者登録制度について】
面接選考の成績が一定の水準に達した者の中から上位の者を合格者とし、合計得点が高い順に「採用候補者名簿」に登録、その登録順位に基づき任用する制度です。

１　採用予定人員・勤務予定地・業務内容

採用予定人員	特別支援教育支援員　※勤務時間は配置校種によって異なる （週３０時間勤務）　（３０名程度） （週３５時間勤務）　（３名程度） （週２０時間勤務）　（若干名）	
	ＳＳＣ（週３０時間勤務）　（若干名）	
	学校看護師　※勤務時間は配置校種によって異なる （週３２時間３０分勤務）　（若干名） （週３５時間勤務）　（若干名）	
勤務予定地	特別支援教育支援員 （週３０時間勤務）：新潟市立小学校、中学校、中等教育学校 （週３５時間勤務）：新潟市立特別支援学校 （週２０時間勤務）：新潟市立幼稚園	
	ＳＳＣ（週３０時間勤務）：新潟市立小学校、中学校	
	学校看護師 （週３２時間３０分勤務）：新潟市立小学校、中学校 （週３５時間勤務）：新潟市立特別支援学校	
業務内容	特別支援教育支援員	特別な支援を必要とする児童生徒への学習・生活面の支援
	ＳＳＣ	主に発達通級指導教室「まなびの教室」の学習指導、学習環境整備にかかわる業務
	学校看護師	医療的ケア児への医療的ケア、その他学校生活の支援・補助
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無	

	を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

採用予定人員・勤務地（配置校種）については、欠員等の状況によって変更になる場合があります。また、選考結果によっては合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

２　受験資格

特別支援教育支援員　【必須】特になし
ＳＳＣ　【必須】下記の教員免許状のいずれかを有する
ア．幼稚園　イ．小学校　ウ．中学校　エ．高等学校
学校看護師　【必須】看護師免許または准看護師免許

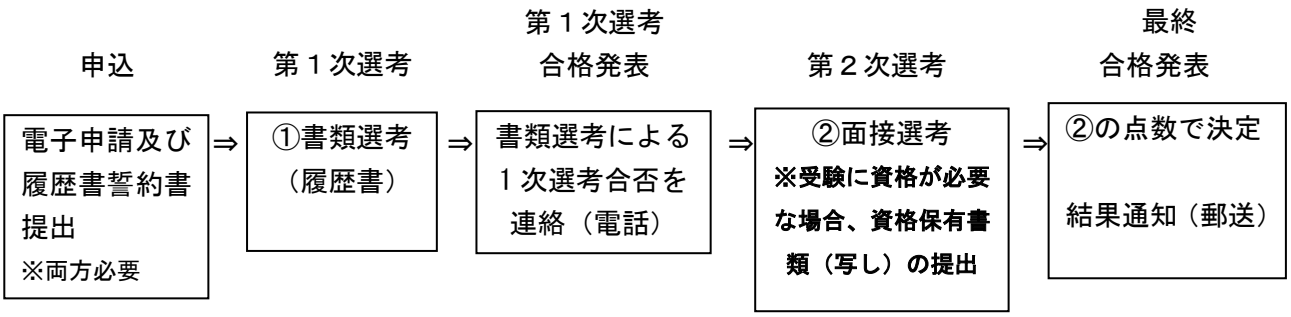
ただし、次の各項のいずれかに該当する人は受験できません。

ア　拘禁刑（令和４年改正前の刑法の規定による禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ　新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
エ　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
オ　特定性犯罪事実該当者

３　選考日・選考会場・選考の方法

①第１次選考 【書類選考】	提出の方法	受験申込受付期間内：令和８年１１月４日（水）～令和８年１１月２７日（金）午後４時３０分まで（必着）に履歴書および誓約書を郵送または直接持ち込みで提出。 **※提出先は「９　受験手続」を参照**
	選考の方法	履歴書による書類選考
②第２次選考 【面接選考】	選考日	令和８年１２月１４日（月）～令和８年１２月２２日（火）のうちいずれか１日 ※面接選考の日程については、第１次選考結果を連絡する際にお知らせします。
	選考会場	新潟市役所ふるまち庁舎 （新潟市中央区古町通７番町１０１０　古町ルフル４階）
	選考の方法	個別面接選考
	当日持参するもの	【全　員】**長形３号封筒**（選考結果を返信するため、**あて名を記入し１１０円切手を貼る。**） 【ＳＳＣ】教員免許状の写し 【学校看護師】看護師免許状の写し

＜参考＞　最終合格発表までの流れ



４　合格者の発表

区分	日時	方法	内容
第１次選考	令和８年１２月２日（火）頃～	電話連絡	受験者全員に合否連絡・通知します。
第２次選考（最終）	令和９年１月８日（金）頃発送	郵送による通知	

※合格発表日は、状況により変更する場合があります。

５　採用候補者登録について

（１）採用候補者名簿の有効期間は令和１０年３月３１日までとします。期間内に退職・欠員等が生じた場合に、登録順位に基づき任用します。従って、名簿に登録されても採用が年度途中になる場合や任用されない場合があります。（任用待機）

（２）任用を決定するにあたり、候補者名簿に登録された候補者に登録順位に基づき内定の通知をします。しかしながら、本人の都合により内定を辞退された場合は、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。

（３）任用後あるいは候補者名簿に登録後、次のことが認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

・受験資格がないことが認められた場合。
・申し込みの内容に虚偽が認められた場合。
・「こども性暴力防止法」に規定する特定性犯罪事実該当者と認められた場合。
・「こども性暴力防止法」に基づく犯罪事実確認に協力しない場合。

（４）採用候補者名簿への氏名登録は、登録期間中の就職活動を妨げるものではありません。

６　登録から任用まで

こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について（内定者のみ）

特別支援教育課が、e-NIIGATA に登録されたメールアドレスをこども家庭庁に提供します。
内定者は、マイナカードを利用するなどして、戸籍情報をこども家庭庁に提供します。
犯罪歴なしの場合、こども家庭庁より新潟市教育委員会に、確認書が送付されます。

（１）採用候補者名簿の登録者に対して２月中に「内定」「任用待機」についてお知らせします。
内定者については、任用期間は令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までです。

（２）任用待機者で、採用が令和９年４月２日以降となった場合の任用期間は、採用された日から令和１０年３月３１日までとなります。

（３）年度末まで任用される場合において、任用期間中の勤務実績が良好で翌年度の任用枠がある場合に限り、非公募による再度の任用（翌年度も任用）を４回まで行う場合があります。ただし、勤務地が変更となる場合があります。
※児童生徒数の減少や施設の統廃合等による任用枠の減少により、非公募による再度の任用

を行わない場合があります。

※非公募による再度の任用の上限まで達した後に、公募に応じていただくことも可能です。

（４）地方公務員法が適用されるため、採用はすべて条件付きでの採用となり、原則として採用から１か月間を良好な成績で勤務した時に、初めて正式採用となります。（再度の任用を行った場合も同様）

７　選考結果の情報提供について

この選考の不合格者は、選考の結果について、次のとおり閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、事前に教育委員会事務局特別支援教育課へ連絡のうえ、受験者本人がマイナンバーカード、運転免許証、旅券等、顔写真付きの身分証明書１点を必ず持参のうえ、直接閲覧場所へおいでください。なお、電話等による提供はできません。

対象者	閲覧できる内容	閲覧場所
第１次選考の不合格者	第１次選考の不合格理由	新潟市役所ふるまち庁舎４階 特別支援教育課
第２次選考の不合格者	第２次選考の得点	

※　平日（午前９時から午後４時３０分）のみの対応です。土曜、日曜、祝日及び年末年始は対応できません。

※　閲覧できる期間は、合格発表から３か月以内です。

８　勤務条件等（令和８年１０月１日現在）

報酬	**【特別支援教育支援員】** （報酬）パートタイム（週３０時間勤務） 月額 156,134 円（地域手当相当を含む） パートタイム（週３５時間勤務） 月額 182,156 円（地域手当相当を含む） パートタイム（週２０時間勤務） 月額 104,089 円（地域手当相当を含む） ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。
	【ＳＳＣ】 （報酬）パートタイム（週３０時間勤務） 月額 174,794 円（地域手当相当を含む） ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。
	【学校看護師】（看護師免許有の場合） （報酬）パートタイム（週３２時間３０分勤務） 月額 219,681 円（地域手当相当を含む） パートタイム（週３５時間勤務） 月額 236,580 円（地域手当相当を含む） ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。
手当等	期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当相当、通勤手当相当 ※期末手当・勤勉手当（賞与）は一定の要件を満たす場合に支給します。 ※徒歩以外による通勤で、自宅と勤務場所との通勤距離が２㎞以上の場合は、加給額として通勤手当相当分が支給されます。
勤務時間	勤務開始時間、勤務終了時間は学校園により異なります。
休日	土日・祝日　１月１日から１月３日、１２月２９日から１２月３１日 ただし、学校園行事等により休日に出勤していただく場合があります。 また、学校園における長期休業期間中は週休日となります。

	（当該月については、報酬が日割り計算されます。社会保険料等が日割り計算の報酬額を上回る場合、社会保険料については、翌月、自己負担による納付書払いとなります。）
休暇	①　年次有給休暇　４月採用者は２０日（週５日勤務の場合） ②　特別休暇　　忌引、夏季休暇等（週当たりの勤務時間によって異なる）
服務	地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規定の対象となります。 パートタイム勤務の会計年度任用職員は、任命権者の許可を受けたうえで、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下の場合は認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合 ・兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合
社会保険等	市町村共済（短期給付・保険）、厚生年金保険、雇用保険が適用となり、掛金・保険料の負担が発生します。（勤務時間数、月額賃金などにより、適用しない場合あり）
災害補償	労働者災害補償保険が適用されます。

９　受験手続

【ホームページ】新潟市トップページ（https://www.city.niigata.lg.jp）⇒子育て・教育⇒学校教育⇒小学校・中学校⇒特別支援教育に関すること⇒**令和９年度　新潟市教育委員会　会計年度任用職員（特別支援教育支援員・ソーシャルスキルコーチ【SSC】・学校看護師）採用候補者登録選考について**

下記の方法により手続きをしてください。**下記「①提出物」、「②電子申請」の両方が必要です。**

①提出物について

提出書類	履歴書　誓約書（指定フォーマット） 本案内巻末の履歴書誓約書又はホームページからダウンロードしてください。
申込方法	**簡易書留や特定記録郵便等、確実な方法で郵送してください。** **普通郵便により郵送した場合の事故については、責任を負いません。** **※メール便は不可、履歴書誓約書の持参は可** 封筒の表面に「会計年度任用職員受験申込書在中」と赤字で書き、裏面に受験者の住所・氏名・受験職種を必ず記入してください。
受付期間	**令和８年 11 月４日（水）～令和８年 11 月 27 日（金）午後４時 30 分まで（必着）**
提 出 先	〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地　新潟市教育委員会特別支援教育課

②電子申請について

受験申込	方　　法	上記ホームページ下部にある**「受験申込はこちらから」**をクリックし、表示される入力フォームに必要事項を入力の上、お申し込みください。 ※スマートフォンの方は、右の二次元コードもご利用いただけます。
	受付期間	**令和８年 11 月４日（水）～令和８年 11 月 27 日（金）午後４時 30 分まで**

申 込 手 順	① **申込画面に入力する。** ・上の受験申込方法で指定したページの下部にある「受験申込はこちらから」をクリックしてください。 ・表示される入力フォームに必要事項を入力して「次へ進む」ボタンをクリックしてください。 ・申込み内容確認画面で入力漏れや入力内容に誤りがないことを確認し、問題がなければ「申請する」ボタンをクリックして送信してください。 ② **『申込番号』の控えを取る。** **申請をすると、『申請の完了』という画面が表示されます。その画面に表示されている『申込番号』は申請の進捗状況を確認する時に必要になりますので、必ず印刷かメモ、画面コピー等による保存をしてください。** なお『申請の完了』の画面が表示されない場合は申請が行われていない可能性があります。申請が市に到達されていない場合は受験できませんので、ご注意ください。 ※申請完了メールは届きません

１０　履歴書記入上の注意

（１）申込書に事実と異なる記載をした場合には、合格登録を取り消すことがあります。
（２）記載漏れがある場合、写真が貼られていない場合は受け付けません。
（３）記載は全て黒の消せないボールペン又は万年筆を用いてください。
（４）一度提出された履歴書の差替、修正はできません。また、提出された履歴書は返却しません。
（５）受験に際して取得した個人情報は、採用選考以外には使用しません。
（６）学歴は、**中学校以前の記入は不要です。高等学校以降をお書きください。**
（７）各記載欄に字数制限はありませんが、様式内に記入してください。

１１　２次選考（面接選考）受験に当たっての注意事項

（１）選考当日は、指定された時間までに選考会場にお越しください。**遅刻者は受験できません。**
（２）ＳＳＣまたは学校看護師の職種を受験される方は、**資格の保有を証明する書類（ＳＳＣは教員免許状、学校看護師は看護師免許状）の写しを当日持参してください。**
なお、免許状の写しは採用選考のみに使用し返却しません。
（３）面接選考は、選考にふさわしい服装でお越しください。
（４）スマートフォン、携帯電話、スマートウォッチの使用は禁止します。（マナーモードや時計としての利用も禁止します。）選考中は電源を切っていただきます。
（５）ゴミは必ずお持ち帰りください。
（６）受験会場は敷地内禁煙です。
（７）選考中に災害等不測の事態が発生した場合は、職員の指示に従ってください。
（８）選考日は降雪等で悪天候の可能性もありますが、選考は予定どおり実施します。遅刻者は受験ができませんので、不測の事態に備えて時間に余裕をもってお越しください。
（９）選考会場（ふるまち庁舎）には、公共交通機関を利用して来庁してください。
庁舎周辺駐車場を利用した場合も駐車場料金の**減免は行いません。**

＜チェックリスト＞

受験申込・第１次選考
□　受験資格は確認したか **SSC・学校看護師を受験される方は第２次選考までに資格の保有を証明する書類（写し）を用意**
□　履歴書（指定様式）・誓約書を作成したか。 □　記載漏れはないか。 □　写真を貼付したか。 **提出　令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２７日（金）午後４時３０分まで**
□　新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）で申し込みをしたか **受付　令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２７日（金）午後４時３０分まで**
第２次選考
月　　日　　時　※第１次選考合格者に電話でお伝えします。
□　選考結果返信用の**長形３号封筒（あて名を記入し１１０円切手を貼付）** □　ＳＳＣの受験者は教員免許の写し　　□　学校看護師の受験者は看護師免許の写し

令和９年度　新潟市教育委員会　会計年度任用職員　**履歴書**

採用候補者登録制度用

本書面のほか、電子申請も必要です。５ページの「受験手続」６ページ「履歴書記入上の注意」を確認ください。

応募職種	**該当（１個）を〇で囲む。** ・特別支援教育支援員　・ソーシャル・スキル・コーチ【ＳＳＣ】　・学校看護師

ふりがな		受験番号	ー
氏　名			
生年月日	年　月　日　生 （令和9年４月１日時点　満　歳）	写真を貼る ※６か月以内に撮影したもの。写真がないと受験できません。（縦４cm、横３cm 程度）	年　月撮影
現住所	〒 TEL（　）　ー		

学歴・学校名		学部	学科	在学期間	該当を〇で囲む
最　終				年　月～　年　月	卒・卒見込・中退
その前				年　月～　年　月	卒・中退
その前				年　月～　年　月	卒・中退

	名　称	取得年月日	名　称	取得年月日
検定資格免許				

職歴（現在職に就いている方は現職を含む職歴を、直近のものから順に書いてください。）

在職期間	勤務先名称（部課係まで）	区分	職務内容（詳細にお書きください）
直　近（または現職） 年　月～ 年　月 （期間　年　月）		１正規社員 ２アルバイト ３その他 （　）	
その前1 年　月～ 年　月 （期間　年　月）		１正規社員 ２アルバイト ３その他 （　）	

裏面もあります

履歴書（表）

在職期間	勤務先名称 （部課係まで）	区分	職務内容 （詳細にお書きください）
その前2 年　　月～ 年　　月 （期間　　年　　月）		1正規社員 2アルバイト 3その他 （　　）	
その前3 年　　月～ 年　　月 （期間　　年　　月）		1正規社員 2アルバイト 3その他 （　　）	
その前4 年　　月～ 年　　月 （期間　　年　　月）		1正規社員 2アルバイト 3その他 （　　）	

性格	長所
	短所
趣味 ・ 特技	

私は試験案内にあるすべての受験要件を満たしており、この記載事項に相違ありません。

年　　月　　日　　氏　　名　　印

※自書の場合は押印不要

※注意

（１）　事実と異なる記載をした場合には、合格を取り消すことがあります。

（２）　本書面は１次選考（書類選考）に使用します。
　　記載漏れや写真の貼付忘れに注意してください。

（３）　５ページの「受験手続」、６ページ「履歴書記入上の注意」を確認ください。

（４）　年齢は採用時点（令和９年４月１日）を記載してください。

（５）　履歴書は表・裏２面です。A4サイズで両面印刷してください。

履歴書（裏）

応募職種（１個）を〇で囲む。

・特別支援教育支援員　・ソーシャル・スキル・コーチ【ＳＳＣ】　・学校看護師

誓約書

私は新潟市教育委員会会計年度任用職員採用候補者選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

１．私は、裏面記載の、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律６９号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

２．採用候補者選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

年　　月　　日

氏　名　　印

※自書の場合は押印不要

誓約書（表）

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。